

国の就学支援金（7～3月）に関する提出物について
 （7～3月の国の就学支援金額を決定するための手続きです）

国の就学支援金に関する書類を配布します。下記の書類を提出期日までに提出してください。

◆ 提出期限と提出方法

◇ 2023年6月23日（金）（事務室の提出ボックスへ）

※ 原則持参提出としますが、実習等やむを得ない事情がある場合は郵送で提出することができます。郵送提出の場合はウラ面の注意事項をよくご確認の上ご提出ください。

◆ ケース別提出物

ケース①

← 本校ではあなたのケースをこのように判断しています。万一異なるケースの書類が配布されている場合は、会計課（0721-26-7736）にご連絡ください。

◇ ケース① 就学支援金受給者のうちマイナンバーで判定されている2・3年の生徒

➤ 所得判定に係る必要事項確認書（様式オ）

※（様式オ）1枚だけを提出（マイナンバーの提出は不要）

◇ ケース② 就学支援金受給者のうち課税証明書で判定されている生徒（生活保護世帯除く）

➤ 収入状況届出書（様式ウ）

➤ 2023年度（令和5年度）課税証明書 - 保護者全員分（コピー不可）

・ 市町村民税の課税情報（課税所得額（課税標準額）及び調整控除の額）の記載があるもの

・ 高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）（様式エ）を役所窓口に出し発行を依頼すること。不明な点があれば、役所のご担当者様からウラ面の問い合わせ先に確認してもらってください

◇ ケース③ 就学支援金受給者のうち生活保護世帯の生徒

➤ 収入状況届出書（様式ウ）

➤ 生活保護受給証明書（課税証明書の代用／コピー不可）

◇ ケース④ 就学支援金を受給していない生徒

（2・3年生で授業料が全額自己負担となっている生徒、1年生で4月に就学支援金受給資格認定の申請をしなかった生徒、申請したが不認定になった生徒（最近「高等学校就学支援金の受給資格認定について」[様式7]を受け取った）人がこれに当たります）

◇ 7月以降の受給資格認定を希望する場合（ケース④の1）

➤ 受給資格認定申請書（様式ア）

➤ 個人番号カード（写）等貼付台紙（様式イ）

◇ 7月以降の受給資格認定を希望しない場合（ケース④の2）

➤ 受給資格認定申請書（様式ア）に日付、生徒氏名、学年・組・番号を記入の上、「□就学支援金の受給資格の認定を申請しません」と「申請しない場合の理由」に✓して提出

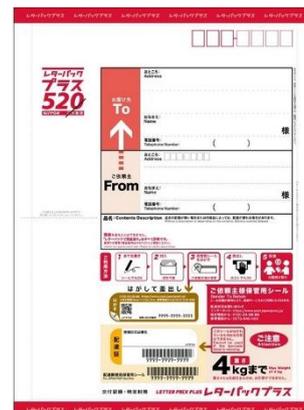
◆ 郵送提出する場合の注意事項

◇ 郵送方法

- 紛失防止等のため追跡可能なレターパックプラスでご郵送ください。
- レターパックは、郵便局やコンビニ等で購入できます。
- 「お届け先」には下記を記入

586-8577 大阪府河内長野市楠町西 1090 番地 大阪暁光高等学校 事務室 会計課 0721-26-7736

- 「ご依頼主」には、保護者ではなく、「生徒氏名」「学年・組・番号」を明記してください。
- 「品名」には「書類」と書いてください。



◇ 本人確認書類の追加が必要

- ケース④の 1 に該当し、個人番号カード（写）等貼付台紙を郵送提出する場合は、本人確認書類として保護者全員の写真付き身分証明書（マイナンバーカードのオモテ面、運転免許証、パスポート等のいずれか）を A4 サイズの用紙にコピーして同封が必要です。（学校に持参提出する場合は不要）

◇ 提出用封筒も同封

- 郵送提出する場合は、この書類が入っていた提出用封筒を二つ折りにしてレターパックに同封してください。

◆ その他注意事項

◇ 2023 年 4 月 1 日～現在までに、以下のいずれかが発生していて学校にまだ届け出ていない人は会計課に連絡してください。

- 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合
- 離婚・死別・再婚等による保護者等の変更があった場合
- 生活保護を受けることになった場合
- 生活保護が停止された場合
- 転居した場合

◇ 本校発行の書類では、下記の通り各種制度名を略称表記することがあります。ご了承ください。

制度の正式名称	略称
大阪府私立高等学校等 <u>就学支援金</u>	就学支援金
大阪府私立高等学校等 <u>授業料支援補助金</u>	支援補助金
大阪府私立高等学校等 <u>専攻科授業料支援金</u>	専攻科支援金
大阪府私立高等学校等 <u>奨学のための給付金</u>	奨学のための給付金

この書類を提出用封筒に入れて提出してください。

オ

マイナンバー既提出者用

2023年 月 日

高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書

この1年間で「税の更正」が発生した世帯はこれとは別に事務室まで電話連絡して下さい。

学年/組/番号	年	組	番
生徒氏名			

既にご提出いただいたマイナンバーを利用して、高等学校等就学支援金の2023年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

- (1)現在の就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更がないか ※裏面【参考1】参照
- (2)本年度の課税地(2023年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】参照
- (3)住民税の申告をしているか

【確認事項】該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

<問1> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更はありませんか。

※変更について、既に学校に申出済の場合は「変更なし」を選択してください。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	変更なし
<input type="checkbox"/>	変更あり

⇒問2へ

「変更あり」とは、離婚、再婚、死別等により保護者の人数が変わった場合を想定しています。保護者が転職したり障害を持つことになった場合などは「変更なし」に☑して下さい。

⇒学校(会計課)に連絡のうえ、別途「収入状況届出書」等の必要書類を提出してください。

★変更理由は? : 離婚 婚姻 死別 その他 ()

※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

<問2> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の

2022年1月1日時点と2023年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	同じです
<input type="checkbox"/>	同じではありません

⇒問4へ

⇒問3へ

引越しをした人は要注意!!

<問3> 前問で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる保護者等の氏名	生徒との続柄	2022年1月1日時点の住所地 (令和4年度の課税地)	2023年1月1日時点の住所地 (令和5年度の課税地)
1	(ふりがな)		都道府県 市区町村	都道府県 市区町村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外
2	(ふりがな)		都道府県 市区町村	都道府県 市区町村
			<input type="checkbox"/> 国外	<input type="checkbox"/> 国外

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「 国外」にチェック☑してください。

<問4> 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)について、令和5年度分(令和4年所得分)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。
※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。
※住民税の申告を行わず、税額情報が確定しない場合は支給できません。

どちらかにチェック☑

<input type="checkbox"/>	申告済です
<input type="checkbox"/>	申告していません

⇒「会社勤めの人」や「会社勤めを人の配偶者で配偶者控除対象となっている人」は、「申告済みです」に☑して下さい。「自営業」の方等で申告がまだの方は、速やかに申告し「申告済みです」に☑して提出して下さい。

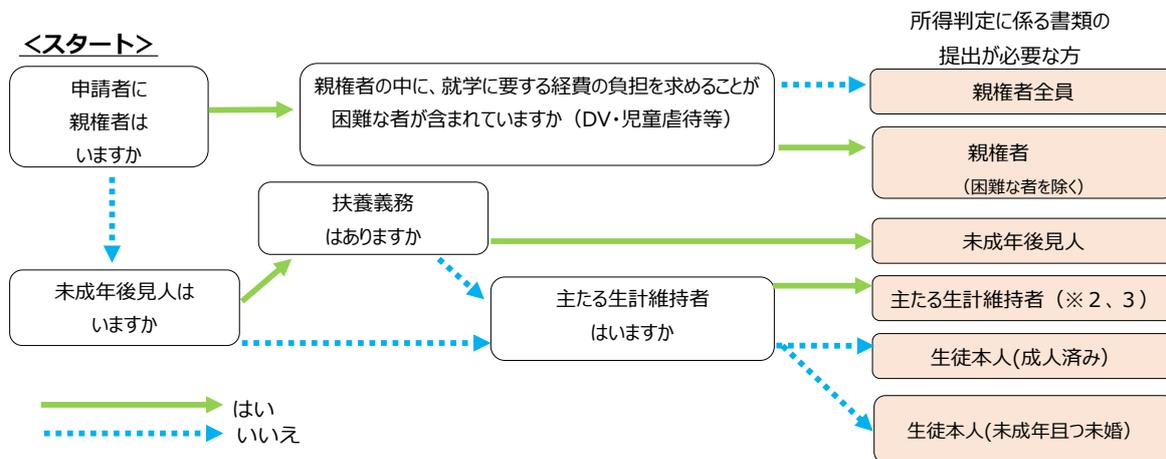
⇒速やかに住民税の申告を行ってください。
なお、支給決定が遅れる場合があります。



2023年度1月1日時点で国外居住です

※保護者の一方(もしくは両方)が2023年1月1日時点で国外居住の場合はこちらにもチェック☑してください。

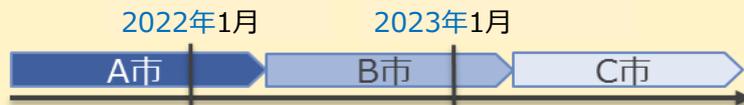
【参考1】就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート



- (※1) 保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
 (※2) 所得判定に係る書類の提出が必要な方が「主たる生計維持者」の場合は、扶養者を確認するため、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)
 (※3) 在学中に成年年齢に達した生徒について、成人前の親権者全員を所得判定の対象とします。

【参考2】課税地について

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2022年7月～2023年6月に申請する場合の課税地→A市（2022年1月1日時点の住所）

2023年7月～2024年6月に申請する場合の課税地→B市（2023年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。